

伊勢崎市産業経済部所管施設ネーミングライツ事業優先交渉権者審査基準

1 審査方法

ネーミングライツ事業に係る優先交渉権者の選定に当たっては、伊勢崎市産業経済部所管施設ネーミングライツ事業実施要綱第10条に定める伊勢崎市産業経済部所管施設ネーミングライツ審査委員会（以下「審査会」という。）において、応募金額、契約期間、応募された愛称、市内業務拠点の有無等を総合的に評価し、その結果を基に市長が優先交渉権者となる事業者等を決定します。

また、申込者が1者のみの場合も、審査会において優先交渉権者としてふさわしいかどうか審査します。

2 審査項目

提出された書類に基づき、次表の審査項目について得点化します。

審査項目	審査内容	配点
ア 命名権料	応募金額の妥当性	50点
イ 契約期間	提案期間の妥当性	20点
ウ 愛称	親しみやすさ、呼びやすさ 施設のイメージや設置目的との整合性等	20点
エ 地域性	市内拠点の有無	10点
合計		100点

ア 命名権料

- ・提案された契約金額を市の希望金額で割って比較金額を算出します。
※比較金額は、小数第2位以下を四捨五入し、小数第1位まで算定
- ・比較金額を最も高額な比較金額で割ったものに配点をかけて得点を算出します。
※得点は、小数第2位以下を四捨五入し、小数第1位まで算定

(例) 市の希望金額が500万円で、

応募金額が、A社600万円、B社500万円、C社400万円の場合

(比較金額)

- ・ A社 $600\text{万円} \times (600\text{万円} / 500\text{万円}) = 720\text{万円}$
- ・ B社 $500\text{万円} \times (500\text{万円} / 500\text{万円}) = 500\text{万円}$
- ・ C社 $400\text{万円} \times (400\text{万円} / 500\text{万円}) = 320\text{万円}$

(得点)

- ・ A社 $50\text{点} \times (720\text{万円} / 720\text{万円}) = 50.0\text{点}$
- ・ B社 $50\text{点} \times (500\text{万円} / 720\text{万円}) = 34.7\text{点}$
- ・ C社 $50\text{点} \times (320\text{万円} / 720\text{万円}) = 22.2\text{点}$

イ 契約期間

- ・当該申込者の提案期間(月)を申込者のうち最も長い提案期間(月)で割ったものに配点をかけて算出します。
※得点は、小数第2位以下を四捨五入し、小数第1位まで算定

ウ 愛称

- ・親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージや設置目的との整合性等を総合的に勘案し、A(20点)・B(15点)・C(10点)・D(5点)・E(0点)の5段階で評価します。

エ 地域性

- ・市内に本社を有する場合 10点
- ・市内に支社または事業所等を有する場合(工場を含む) 5点
- ・市内に本社・支社等を有しない場合 0点

3 優先交渉権者

ア 各委員の得点の総合計（以下「総合計点」という。）が最も高い申込者を優先交渉権者とします。ただし、以下に該当する申込者は優先交渉権者となることができません。

- ・総合計点を委員数で除した点数が、60点に満たない申込者
- ・「イ 契約期間」、「ウ 愛称」について、項目ごとの平均点が、いずれか1項目でも配点の25パーセントに満たない申込者

イ 総合計点が同点の場合は、「ア 命名権料」の高い申込者を優先交渉権者とし、それによっても決しがたいときは、「イ 契約期間」、「ウ 愛称」、「エ 地域性」の順に審査項目の各委員の合計点が高い申込者を優先交渉権者とします。

なお決しない場合、各委員に決を採り、最多数を得た申込者を優先交渉権者とします。最多数を得た申込者が複数の場合は、委員長が優先交渉権者を決定します。

4 失格条件

ア 審査の過程で、提出書類に虚偽の内容が記載されていることが発覚した場合

イ 応募金額が、市の希望金額に対して75パーセントに満たない申込者

5 審査結果の通知、公表

審査結果は、全ての申込者に通知します。審査の結果、選定基準を満たすものがない場合は、優先交渉権者を選定しないこととします。

市は優先交渉権者と協議を行い、合意が成立し、正式にネーミングライツ契約を締結した後、契約内容（命名権者の名称、施設の愛称、契約金額等）について、市のホームページ等で公表します。

附則

この審査基準は、令和6年4月1日から施行する。